

# 業務委託等に係る郵便入札による指名競争入札の実施要領

平成16年1月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する業務委託、測量等コンサルタント（工事に係る実施設計及び監理の委託契約を除く。）及び物品の賃貸借に係る指名競争入札を郵便で行う場合における入札の手続に関して、別に定めるもののほか必要な事項を定める。

## (対象)

第2条 対象は、原則として設計金額が300万円を超える案件とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、対象としないことができる。

- (1) 早急に開始する必要があるとき
- (2) 指名することができる業者数が5者未満のとき
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難なとき

## (指名業者の決定)

第3条 指名業者は、船橋市業務委託等指名業者選定基準及び船橋市業務委託等指名業者選定審査会要綱に基づき決定する。

## (指名業者への通知)

第4条 当該契約を主管する課長は、前条の規定により指名業者を決定したときは、速やかに電話で連絡する。

## (秘密の保持)

第5条 当該契約を主管する課長は、指名業者名、指名業者数等の入札に関する事項について、秘密の保持を関係職員に徹底しなくてはならない。

## (指名業者の公表)

第6条 指名業者は、入札後に公表する。

## (入札説明会)

第7条 入札説明会は、実施しない。

## (入札通知書及び設計図書等の配付)

第8条 当該契約を主管する課において、指名業者個別に入札通知書及び設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）を配付する。

2 配付は指定した日から3日以内とする。配付期間内に入札通知書及び設計図書等を受け取りに来ない指名業者は失格とする。

## (質問及び回答)

第9条 入札通知書及び設計図書等の内容に質問がある者は、当該契約を主管する課長に質問書をE-mail（利用できない場合に限りFAX）により提出期限日までに提出する。

2 当該契約を主管する課長は、前項により提出された質問書に対する回答を、回答期限日までにE-mail、FAX又は船橋市ホームページへの掲載により行う。

## (最低制限価格)

第10条 入札にあたり、最低制限価格を設けることができる。

- 2 最低制限価格を設定する場合は、業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領に基づき設定する。
- 3 物品の賃貸借は、原則として最低制限価格を設けないものとする。
- 4 前項の規定のほか、契約の性質、内容等により、最低制限価格の設定が不相当と認められる場合は、設定しない。

#### (入札書の提出)

- 第11条 入札書は、指定した入札書到着期限日までに郵送により提出しなければならない。持参した入札書は受け付けない。
- 2 入札書の郵送の方法は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により、船橋郵便局留とする。
  - 3 入札書は指名業者1者につき1通とし、2通以上の入札書を提出したときは失格とする。また、入札書の差替えは認めない。

#### (入札の執行)

- 第12条 入札回数は1回とし、落札者がいないときは入札を不調とする。
- 2 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、くじ引きにより落札者を決定する。

#### (開札の立会い)

- 第13条 当該契約を主管する課長は、開札に当たり、指名業者の中から、開札立会者（以下「立会者」という。）2名以上を抽選により決定しなければならない。
- 2 前項の立会者の1人が開札に立ち会わない時は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。
  - 3 指名業者の立会者が1人も開札に立ち会わないときは、開札を延期する。

#### (開札の延期)

- 第14条 前条第3項の規定及びその他特別な理由により開札を延期した時は、速やかに指名業者に開札の延期と延期後の開札日時を連絡するものとする。

#### (入札結果等の公表)

- 第15条 落札者が決定したときは、業務委託等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき、公表するものとする。

#### (契約保証金)

- 第16条 当該契約を主管する課長は、契約を締結するにあたり、落札業者から、船橋市契約規則（以下「契約規則」という。）第32条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約日までに納めさせなければならない。

#### (契約保証金の免除)

- 第17条 契約規則第34条第1号から第4号まで及び同条第6号から第8号までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

#### 附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行し、平成21年4月1日以降に締結する契約に適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。